

# 一般社団法人長野県理学療法士会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人長野県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 当法人は理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法に関する学術及び技能の向上並びに理学療法の普及啓発を通じて、県民の健康の保持及び増進を図り、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に定める事業は、その実施地域を主に県内とする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込をし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び賛助会員会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1)正会員および名誉会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2)当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3)第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4)総会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

### 第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって「法人法」の社員総会とする。

(総会の種別)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額

(4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの附属明細書の承認

(5)定款の変更

- (6)各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7)入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (8)解散及び残余財産の処分
- (9)合併、事業の全部もしくは一部の廃止
- (10)理事会において総会に付議した事項

(11)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(総会の開催)

第16条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の決議をしたとき

(2)総正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときも、その日から6週以内に実施と臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

4 前項の通知にあたっては、当該総会に付議する議案に係る資料を、書面又は電磁的方法により提供する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第20条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

る。

(総会における書面議決等)

第22条 議決に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、会長、正会員から選出した議事録署名人2名の4名は、前項の議事録に記名押印する。

3 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備えおく。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上16名以下

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち3名を副会長とし、そのほかの役員を常任理事とする。

4 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

6 理事候補者が必要数に満たない場合は、定数の範囲で理事会が候補をあげることができる。

(役員の選出)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選出する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選出する。なお、選出にあたっては会員の意見を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 前4項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(役員に対する報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(顧問及び相談役)

第31条 この法人に、若干名の顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし再任は妨げない。

(1)顧問は、有識者等会員以外から選ぶものとし、理事会の求めに応じて、本会の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。

(2)相談役は、会員の中から選ぶこととし、会長の諮問に応え、本会の運営に協力する。

3 顧問及び相談役の取り扱いについてのその他必要事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第5章 理 事 会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び副会長の選出及び解職

(4)総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、「法人法」第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、総会の決議を経て、理事会が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、または支出することができる。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を定款、会員名簿とともに主たる事務所に5年間備え置く。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(会計原則)

第42条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第43条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 雑則

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会(総会に関するものは総会)の決議を経て会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記前の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 市川 彰、瓜尾昌枝、佐藤博之、山本良彦、依田英樹、隅田俊子、青木 朗、竹内洋彦、小山順子、清水浩二

監事 手塚昌男、藤田 学

4 この法人の最初の会長は市川 彰とする。